

令和5年

第3回農業委員会総会議事録

令和5年3月6日（月）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事（議案第1号から第5号）
日程第4 報告（報告第1号から第3号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員（23人）

1番	樋上 豊	2番	白山 一男
3番	土合 正夫	4番	帯刀 眞理子
5番	浅井 満	6番	城石 美枝子
8番	炭谷 一三	9番	森 敏朗
10番	進藤 久司	12番	北田 幹夫
13番	明石 茂	14番	末永 久義
15番	林 康弘	16番	高橋 吉博
17番	前田 進	18番	竹内 正治
19番	永森 薫	20番	高口 宗範
21番	稲垣 潔	22番	山崎 善夫
23番	堀 正	24番	有沢 敏博
25番	小川 博行		

欠 席 委 員（2人）

7番	金 賢志	11番	栗山 信治
----	------	-----	-------

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

第3 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 4 号 農地参考賃借料について
議案第 5 号 農作業標準料金の改訂について

第4 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について
報告第 2 号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 遠藤 修
主 査 高木 淳也

副主幹 村中 一也
主 事 原 美里

射水市農林水産課

主 任 矢野 由香里

会議の概要

開会時刻 午後2時00分

議長（堀会長）

ただいまから、令和5年第3回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことを
お知らせします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長に
おいて「10番 進藤委員」「12番 北田委員」を指名いたします。

— 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長（堀会長）

次に、日程第3 議事についてお諮りいたします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第1号の説明・表決） —

議長（堀会長）

まず、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

— （議案第2号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の申請番号4番及び5番について、稲垣委員から説明をお願いします。

稲垣委員

議案第2号の申請番号4番について説明します。

申請人である〇〇夫婦は、子供2人を含めた4人家族で、現在〇〇地内にある妻の実家にて、両親・祖母・弟らと計8人で同居生活をしています。母屋では今後家族が増える見込みで、同居生活を続けるには現在の家は手狭であり、加えて申請人がいずれ実家の農業を継承したいこと、将来的な子育ての協力、両親・祖母の介護などを理由に、実家の近隣地で住宅を取得する計画に至りました。

このたびの申請において、母屋の敷地内で一戸建て家屋を新築するには土地がないことから、半径200メートルの範囲内で検討を重ねてきたところ、母屋北側に隣接する申請地が適地であり、所有者から譲渡の承諾が得られたので農家分家住宅を新築するものです。

住宅の建築においては、擁壁等を設置した上で周辺農地に土砂が流出しないことや近辺の耕作地及び農業施設への影響に細心の注意を払う旨を誓約していますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

続けて、議案第2号の申請番号3番について説明します。

申請人の受人である〇〇氏の亡き父〇〇氏は、生前茶道をたしなんでいたことから、茶室と道具を収納する小屋を建築したい思いを抱いていたが、自宅敷地内では、建築する面積を確保することが難しく、周囲に相談したところ渡人である〇〇氏の亡き父〇〇氏から今回の申請地を譲り受けることができ、昭和57年頃に茶室を建築する運びとなりました。

当事者は既に亡くなっており、当時の経緯について詳細は不明ではありません

すが、〇〇氏の相続手続きを進める中で、今回農地法に違反している旨が発覚しました。農地法等に対する理解と認識が足りなかったとはいえ、無断転用してしまった事は大変軽率な行動であったと各関係者からも深く反省しております。また、受人が申請地内で庭を整備したい考えもあることから、これを機に是正するもので、境界には擁壁を設け土砂等が流出しないことや今後このようなことが無いよう十分注意する旨を誓約していますので慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号6番について、有沢委員から説明をお願いします。

有沢委員

議案第2号の申請番号6番について説明します。

申請人の受人である〇〇建設株式会社は、昭和63年に設立し、主に土木建築工事請負業を行っています。現在、資材置場を建設機械の置場、ストックヤード、残土仕分け場以外にも、従業員専用駐車場やトラック駐車場として利用していることから、受注工事の増加に伴い手狭な状態で業務にも支障を来しております。そこで、資材置場を整備・拡充し、効率的に業務を遂行するため、新たな資材置場を取得する計画に至りました。

申請においては業務効率を考慮した上で、既存地から半径100メートルの範囲内で検討を重ねた結果、資材置場の北側に隣接している申請地が適地と判断しました。

資材置場の拡張においては、コンクリート擁壁を設けて周辺に被害が及ばないこととします。また、雨水については敷地内に自然浸透させるとともに、排水についても、沈砂池を新設し土砂等を取り除いた後に排水路へ放流する計画としています。このたび地元や関係各者からも同意を得ていますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号7番について、事務局から説明をお願いします。

事務局（高木）

議案第2号の申請番号7番について説明します。

申請人である〇〇氏は、現在〇〇市内のアパートで妻、2人の子供と4人で生活しています。現在、主人である〇〇氏は〇〇地区の会社に勤務し、妻は〇〇市〇〇でピアノ教室の講師をしています。子供たちの成長とともにアパートで生活するには手狭であることに加え、妻の希望である周囲に気遣いしないでピアノを弾け、将来的には個別指導も行える住環境を取得したい思いがあり、このたび住宅を取得する計画に至りました。主な理由としては、夫婦ともに通勤への利便性や子供にとっての文教施設などがあげられます。

なお、〇〇夫婦並びに両親において所有する別の土地もなく、所有者5名からは譲り受けることを承諾されています。住宅建築において、雨水・排水は勿論ですが、周囲の農地に被害が及ばないように注意する旨も誓約していま

すので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号8番について、進藤委員から説明をお願いします。

進藤委員

議案第2号の申請番号8番について説明します。

申請人の受人は、中古自動車販売業として平成18年に会社を設立し、令和4年から〇〇地内で現在の作業所及び事務所を使用しています。中古車販売業の事業拡大に伴い既存敷地内では手狭であることから、このたび、新たな土地を取得する計画に至りました。

既存地においてトラック等搬入スペースや修理スペースを確保するに当たり、従業員駐車場及びお客さま駐車場を新たな土地で整備したく、加えて、タイヤ及び廃材等の資材置場としても利用したいと考えております。申請においては業務効率を考慮した上で、事務所及び作業所周辺で検討を重ねた結果、申請地が適地と判断しました。

また、申請地〇〇番と〇〇番の間には、〇〇用土地改良区名義の公衆用道路があり、今回の申請地2筆は一体利用となりますが、一体で舗装を行わないことから〇〇番の公衆用道路を車両が横断することはない、人の出入りのみの使用となるものです。こうした用途について、〇〇用土地改良区からも了承を得ており、払下げ等の手続きが不要である旨を確認しております。

転用においては、擁壁や排水設備を施工するなど、周辺農地に被害を及ぼさないことを誓約しており、地元関係者の同意も得られていますので慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第2号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。

よって、議案第2号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第3号説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第3号農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第3号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第3号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって、議案第3号射水市農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することに可決されました。

— （議案第4号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第4号農地参考賃借料について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（原）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第4号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第4号農地参考賃借料について、原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって、議案第4号農地参考賃借料については、原案のとおり決定することに可決されました。

— （議案第5号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第5号農作業標準料金について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（原）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

北田委員

オペレータ賃金が昨年に比べて、9円低下しているが、どういう理由か。

事務局（原）

農作業標準料金については、富山県農業会議所からの参考資料をもとにしており、オペレータ賃金については、農業労賃等に関する調査の数値を参考にしている。

議長（堀会長）

その他の料金は丸めた数字になっていることや、人件費はあがっていることから、オペレータ賃金も端数を出さず、前年度同額とすればどうか。

事務局（原）

修正します。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第5号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第5号農作業標準料金について、原案を一部修正し、決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって、議案第4号農地参考賃借料については、原案を一部修正し決定することに可決されました。

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に日程第4 報告です。

— （報告第1号の説明） —

議長（堀会長）

まず、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。
各案件についてご了知をお願いいたします。

— （報告第2号の説明） —

議長（堀会長）

報告第2号農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようですから、これにて質疑を終結いたします。
各案件について、ご了知をお願いいたします。

— （報告第3号の説明） —

議長（堀会長）

報告第3号農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって令和5年第2回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時54分

- 1 次回開催場所と時刻について
 - ・開催日 令和5年4月7日（金）午後2時から
 - ・会場 射水市役所大島分庁舎3階大会議室
- 2 非農地判断について
- 3 農地法の下限面積要件について（案）
- 4 「地域計画」の策定に係る意向調査について
- 5 配布資料
 - ・全国農業図書目録2023年度

議 長

署名委員

署名委員